

仙台ロケ支援補助事業 補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が実施する仙台ロケ支援補助事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、公益財団法人仙台観光国際協会補助金交付規程の定めのほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、仙台市内及び宮城県内の他自治体で行われる映画、ドラマ、ドキュメンタリー等（以下「作品」という。）のロケーション撮影等に対し、係る経費の一部を補助することにより、ロケ誘致を促進し、撮影が行われることによる地域活性化及び直接的な経済効果の創出、観光振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する作品に係るロケーション撮影等とする。

- (1) 宮城県内で撮影を行う作品であること。
- (2) 劇場、テレビ又はインターネット配信等により全国的又は全世界的に公開される商業的な作品であること。
- (3) 交付決定の日から起算して3年以内に公開が予定又は決定されていること。
- (4) 公序良俗に反しない内容の作品であること。
- (5) 政治的又は宗教的な宣伝を目的とする作品でないこと。
- (6) 事前にせんだい・宮城フィルムコミッションに相談し、情報提供等の支援を受けていること。
- (7) 配給元が確定している作品であること。
- (8) 当該作品に係るロケーション撮影等（ロケーションハンティング、セット設営等を含む）において、仙台市内での宿泊の合計が100人・泊以上であること。ただし、ロケーションハンティングのみを実施する場合は補助対象としない。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 日本国の法令に基づき設立された法人格を有する団体であること。
- (2) 申請手続きを行う責任者（プロデューサー等）が、当該作品の制作を主たる事業として行う法人または団体に所属していること。

- (3) 海外作品の制作にあつては、映画等の制作を主たる目的とする外国の団体から、海外公開作品の制作のため、共同製作又は制作業務を受託していること。
 - (4) 代表者及び主たる事務所の所在地が明らかであること。
 - (5) 経理担当者を置いていること。
 - (6) 法人税等の滞納がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる法人または団体については補助対象外とする。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的としている法人または団体。
 - (2) 反社会的勢力と関係を有する法人または団体。
 - (3) その他理事長が適当でないと認める法人または団体。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費のうち、仙台市内での宿泊費とする。

(補助率及び補助金額)

第7条 補助率及び1件当たりの補助金の上限額は次の各号に定めるところとし、予算の範囲内で決定し交付する。

- (1) 宿泊費の補助率は3分の2とする。
- (2) 1件あたりの補助金の上限額は、300万円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体等は、宮城県内での撮影開始日の30日前までに、次の各号で定める様式と添付資料を添えて補助金の交付を申請するものとする。なお、申請手続きを行う者は当該作品の制作における経理等を把握する責任者（プロデューサー等）に限る。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 撮影支援依頼書（写）（せんだい・宮城フィルムコミッション様式）
- (3) 企画書
- (4) スケジュール
- (5) 撮影関係者リスト（様式第2号）
- (6) 仙台市内宿泊予定表（様式第3号）
- (7) 団体目的等についての誓約書（様式第4号）
- (8) 法人税に係る納税証明書
- (9) その他理事長が必要と認める書類

2 同一年度における申請の回数は、1 作品あたり 1 回とする。なお、補助事業が複数年度にわたって実施される場合は、各年度あたり 1 回とする。

(交付決定)

第 9 条 協会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 協会は、前項の規定により、申請を受けた日から起算して 14 日以内に、補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、補助金の交付の可否を申請者に通知するものとする。

3 協会は、必要に応じて条件を付して交付決定することができる。

(交付条件及び成果要件)

第 10 条 補助対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 映像作品のクレジットにおける表記及びロケ地情報の広報に協力すること。なお、プロデューサー又は宣伝担当部署の事前承認を得るものとする。
- (2) 広報に活用可能な写真又は映像素材を協会に提供すること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項。

(事業の変更・申請の辞退)

第 11 条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付決定事項等変更・辞退申請書(様式第 6 号)とともに、その他理事長が必要と認める書類を添えて協会に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定通知を受けた者が、当該交付決定に係る補助金の交付を辞退しようとするときは、撮影開始日の 14 日前までに、前項で指定する様式を協会に提出しなければならない。

3 協会は、同条第 1 項及び第 2 項の届出があったときは、すみやかに内容を確認し、補助金交付変更・辞退承認通知書（様式第 7 号）により承認の可否を通知するものとする。

(状況報告)

第 12 条 協会は必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第 13 条 補助対象者は、補助対象経費の支払いが完了した日から 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに以下の書類を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付事業実績報告書（様式第 8 号）

(2) 宿泊実績報告書（様式第 9 号）

(3) 宿泊証明書（様式第 10 号）

※宿泊施設が異なる場合には異なる宿泊施設ごとに提出すること

(4) 仙台市内宿泊施設が発行する領収書

(5) ロケ行程表等撮影の詳細が分かる書類

(6) その他理事長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 協会は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により、補助対象者へ交付額を通知するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 協会は、前条の通知後、補助対象者からの補助金交付請求書（様式第 12 号）の提出により補助金を交付するものとする。なお、補助金請求書の提出があった日から 1 か月以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第 16 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付取消通知書（様式第 13 号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は交付決定の条件に違反したとき。

(3) その他理事長が不相当と認める事由があるとき。

2 協会は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 14 号）により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（個人情報）

第 17 条 申請者より得た個人情報については、協会の個人情報保護規程により、交付に必要な場合に限り使用するものとする。

（疑義の取扱い）

第 18 条 本要綱に定めのない事項又は本要綱の解釈に疑義が生じた場合は、関係者において協議の上、理事長が必要と認めるときは、例外的にこれを認めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。